

実施計画の策定にあたって

第5次基山町総合計画は、「新、基山構想（基本構想）」と「基本計画」で構成し、さらにこれを具現化するために「実施計画」を策定します。

(1) 新、基山構想（基本構想）

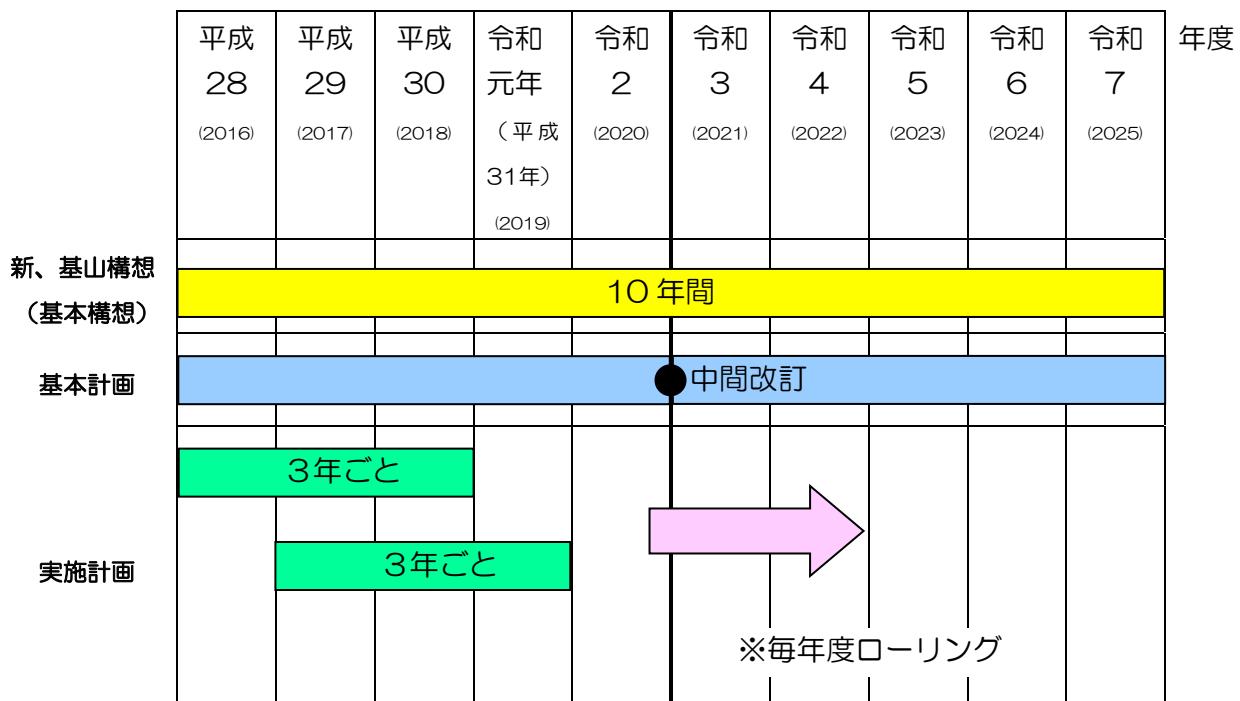
平成28年度から令和7年度（目標年次：令和7年度）を計画期間とする「新、基山構想」は、町の将来像及び施策の大綱により構成する計画とし、平成28年度から令和7年度を目標年度とする10か年の計画とします。

(2) 基本計画

基本計画は、「新、基山構想」に掲げる将来像を実現するために、取り組むべき主要な施策を分野ごとに明らかにして体系化する10か年の計画とし、施策体系ごとにめざすべき姿（こんな基山にしよう）を設定します。中間年度である令和2年度には、「新、基山構想」の更なる実現を図るため、進捗状況を検証し、必要な計画の再構築を行いました。

(3) 実施計画

平成28年度～平成30年度、その後、令和7年度まで毎年見直します。基本計画に示した施策への具体的な取組や実施期間を明らかにした短期的な計画で、毎年度における予算編成や事業実施の指針とします。期間は3年間とし、平成28年度を初年度として、3か年計画で毎年度見直すものとします。



実施計画の概要

実施計画の策定にあたっては、平成28年度を初年度とする「第5次基山町総合計画」に掲げる

【新、基山構想：将来像】

「アイが大きい基山町～住む人にも訪れる人にも満足度NO. 1のまち基山の実現～」

【基本計画】

- ・自然+idea・・・【基山町の自然と開発が調和したまち】
- ・教育+idea・・・【オール基山で人を育てる教育力の高いまち】
- ・にぎわい+idea・・・【「基山発」を生み出すアイデアのあるまち】
- ・安心安全+idea・・・【基山町に住む人を大切にするまち】
- ・協働+idea・・・【基山町のために結束できるまち】

の実現を図るため、総合計画（新、基山構想・基本計画）に示した施策への具体的な取組や、実施期間等を明らかにした短期的な計画で、毎年度における予算編成や事業実施の指針となります。

・策定方式と計画期間

実施計画は、「第5次基山町総合計画」を具体化するため、平成28年度を初年度とし、計画期間3年間の実施計画をローリング方式で策定するものです。

今回の実施計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3か年とします。令和4年度の事業費欄には、当初予算額を記載しています。令和5、6年度の欄には、事業費の予定額を記載しています。

・計画の構成

この計画は次のもので構成し、施策の方向に基づき、計画期間に実施、推進する事業を体系化するものです。

(1) 「施策の方向」

基本計画に掲げられた施策の体系を示すものです。

(2) 「具体的な事務事業」

基本計画に基づき、投資的・政策的に実施する事業を示すものです。総合計画中間評価及び行政評価での結果を踏まえて、検討・協議すべき事業や施策についても示しています。

(3) 「新規事業」

新規事業の評価は、事業の合目的性（妥当性・緊急性）と効率性（他の手段との検討や既存の事業の組換えなど）に主眼を置き、事業の目標を明確にし、評価をしています。

なお、この計画期間中に新たに発生した行政需要については、緊急度、重要度、効率性及び総合計画との整合性を勘案の上、慎重に対応するものとします。また、事業計画であっても、社会情勢の変化、国・県等の制度等の変更、町民ニーズの変化等がある場合は、時宜に応じて見直すものとします。

第5次基山町総合計画では、「アイが大きい基山町～住む人にも訪れる人にも満足度NO. 1のまち基山の実現～」を将来像に掲げています。

この将来像を実現するために、まちづくりの方向性を示し、施策の目標として掲げています。この目標を達成するために実施計画を策定し、事務事業を効率的に行います。